

○貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法

(平成十八年三月二十九日)

(経済産業省告示第六十六号)

改正	平成二一年	三月三十一日	経済産業省告示第 六七号
	同	二五年一二月二七日	同 第二六九号
	同	二八年 三月二八日	同 第六四号
	同	三一年 三月二九日	同 第六八号
	令和 四年	三月三十一日	同 第八四号
	同	五年 三月二八日	同 第二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六十三条第一項の規定により報告する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めたので、告示する。

貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法

- 1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量（以下「エネルギー使用量」という。）は、次に掲げる方法により算定した量を合算した量とする。
  - (1) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、エネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法（以下「燃料法」という。）
  - (2) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離（以下「輸送距離」という。）を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られるエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法（以下「燃費法」という。）
  - (3) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物の輸送距離を乗じて得られる量（以下「貨物輸送量」という。）とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いてエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法（以下「トンキロ法」という。）
- 2 1(1)から(3)において、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに算定したエネルギーの使用量を合算する際に行う、エネルギーの種類ごとの固

有単位のエネルギー使用量の発熱量への換算は、別表第1の左欄に掲げるエネルギーごとに、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる発熱量として換算することとする。ただし、別表第1の左欄に掲げるエネルギー以外のエネルギーにあつては、実測その他適切と認められる方法により得られる当該エネルギーの一固有単位当たりの発熱量を用いて換算することとする。

3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。

(1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値

(2) 貨物自動車等の燃費を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物自動車等の燃費

4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。

(1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であつて、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量

① 揮発油を燃料とする貨物自動車であつて、その燃費が貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「燃費判断基準等」という。）1-1-1(5)の基準エネルギー消費効率（以下「基準」という。）を上回っているものにあつては次の式

$$x = 6.96 / (y/100)^{0.927} / z^{0.612}$$

② 揮発油を燃料とする貨物自動車であつて、その燃費が①における基準を下回っており、かつ、燃費判断基準等1-1-1(2)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x = 6.23 / (y/100)^{0.927} / z^{0.565}$$

③ 揮発油を燃料とする貨物自動車であつて、燃費を把握できないもの又はその燃費が②における基準を下回っているものにあつては次の式

$$x = 14.4 / (y/100)^{0.927} / z^{0.648}$$

④ 軽油を燃料とする貨物自動車であつて、その燃費が燃費判断基準等1-1-1(6)又は(7)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x = 8.83 / (y/100)^{0.812} / z^{0.623}$$

⑤ 軽油を燃料とする貨物自動車であつて、その燃費が燃費判断基準等1-1-1(5)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x = 10.8 / (y/100)^{0.812} / z^{0.654}$$

- ⑥ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、その燃費が④又は⑤における基準を下回っており、かつ、燃費判断基準等 1 1—1(2)、(3)又は(4)の基準を上回っているものにあつては次の式

$$x = 14.0 / (y/100)^{0.812} / z^{0.658}$$

- ⑦ 軽油を燃料とする貨物自動車であって、燃費を把握できないもの又はその燃費が⑥における基準を下回っているものにあつては次の式

$$x = 15.0 / (y/100)^{0.812} / z^{0.654}$$

これらの式において、 $x$ 、 $y$ 及び $z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$x$ ：貨物輸送量当たりの燃料使用量（単位 リットル／トンキロ）

$y$ ：積載率（単位 %）

$z$ ：貨物自動車の最大積載量（単位 kg）

- (2) 貨物自動車で貨物輸送する場合であつて、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料使用量
- (3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量
- (4) 貨物輸送量当たりの燃料使用量を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物輸送量当たりの燃料使用量

（令4経産告84・一部改正）

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文（平成二一年三月三十一日経済産業省告示第六七号）抄

平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）抄

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年三月二八日経済産業省告示第六四号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件は、平成二十八年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成二十七年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省告示第六八号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日経済産業省告示第八四号)

(施行期日)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件は、令和四年度以降の年度のエネルギーの使用量の算定について適用し、令和三年度以前の年度のエネルギーの使用量の算定については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

別表第1

(平21経産告67・平25経産告269・平28経産告64・令5経産告23・一部改正)

揮発油 1 kl	33.4 GJ
ジェット燃料油 1 kl	36.3 GJ

軽油 1 kl	38.0 GJ
重油	
イ A重油 1 kl	38.9 GJ
ロ B・C重油 1 kl	41.8 GJ
液化石油ガス(LPG) 1 トン	50.1 GJ
電気	
イ 燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電された電気 千kWh	3.60GJ
ロ イに規定する電気以外の電気 千kWh	8.64GJ
バイオエタノール 1 kl	23.4 GJ
バイオディーゼル 1 kl	35.6 GJ
バイオガス 千立法メートル	21.2 GJ
水素 1 トン	142GJ
アンモニア 1 トン	22.5 GJ

備考 非化石エネルギーへの転換に関する非化石エネルギーの使用量の算出方法等については、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和5年経済産業省告示第 号）IIの備考に定めるとおりとする。

別表第2

（平25経産告269・平31経産告68・令4経産告84・令5経産告23・一部改正）

輸送の区分		燃費 (km/リットル)						
使用する	最大積載量	燃費判断基準等 1	1—	燃費判断基準等 1	1—	燃費判断基準等 1	1—	その他のもの

	る燃料		1(6)又は(7)の基準を上回っているもの	1(5)の基準を上回っているもの	1(2)、(3)又は(4)の基準を上回っているもの		
事業用 貨物自動車	揮発油	500kg未満		15.9	13.5	9.48	
		500kg以上		10.5	8.49	6.51	
		1,500kg未満		8.79	6.96	5.53	
		1,500kg以上			12.9	10.2	9.31
	軽油	1,000kg未満		8.50	8.50	6.93	6.28
		1,000kg以上	2,000kg未満	6.33		5.28	4.78
		2,000kg以上	4,000kg未満	5.13		4.36	3.93
		4,000kg以上	6,000kg未満	4.55		3.91	3.52
		6,000kg以上	8,000kg未満	3.88		3.37	3.03
		8,000kg以上	10,000kg未満	3.65		3.19	2.86
		10,000kg以上	12,000kg未満	3.35		2.96	2.66
		12,000kg以上	17,000kg未満				

		17,000kg以上	2.97		2.65	2.38
自家用	揮発油	500kg未満	2.97		16.9	10.1
		500kg以上			11.1	6.89
貨物自動車	1,500kg未満	9.01			7.14	5.67
	1,500kg以上	14.9			11.8	10.7
軽油	1,000kg未満	9.48	9.48	7.72	7.00	
	1,000kg以上	6.71	2.97		5.60	5.06
	2,000kg未満				4.63	4.18
	2,000kg以上	4.07				
	4,000kg未満				3.54	3.18
	4,000kg以上	3.30				
	6,000kg未満				3.11	2.79
	6,000kg以上	2.67				
	8,000kg未満					
	8,000kg以上					
	10,000kg未満					
	10,000kg以上					
12,000kg未満						
12,000kg以上						
17,000kg未満						
17,000kg以上						

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第10条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

(平25経産告269・平31経産告68・令4経産告84・令5経産告23・一部改正)

輸送の区分		貨物輸送量当たりの燃料使用量（リットル／トンキロ）					
使用する燃料	最大積載量	燃費判断基準等1 1— 1(6)又は(7)の基準を上回っているもの	燃費判断基準等1 1— 1(5)の基準を上回っているもの	燃費判断基準等1 1— 1(2)、(3)又は(4)の基準を上回っているもの	その他のもの		
事業用貨物自動車	揮発油	500kg未満		0.725	0.854	1.21	
		500kg以上		0.381	0.472	0.615	
		1,500kg未満		0.250	0.315	0.397	
		1,500kg以上					
	軽油	1,000kg未満		0.714	0.903	0.992	
		1,000kg以上		0.286	0.351	0.387	
		2,000kg未満		0.145		0.173	0.192
		2,000kg以上					
		4,000kg未満					
		4,000kg以上					
6,000kg未満	0.0779		0.0906	0.101			
6,000kg以上							
8,000kg未満							

		8,000kg以上 10,000kg未満	0.0525		0.0605	0.0672	
		10,000kg以上 12,000kg未満	0.0463		0.0530	0.0589	
		12,000kg以上 17,000kg未満	0.0390		0.0442	0.0492	
		17,000kg以上	0.0314		0.0352	0.0392	
自家用 貨物自 動車	揮発油	500kg未満		1.63	1.92	2.73	
		500kg以上 1,500kg未満		0.858	1.06	1.38	
		1,500kg以上		0.460	0.580	0.731	
	軽油	1,000kg未満		1.20	1.52	1.67	
		1,000kg以上 2,000kg未満		0.602	0.738	0.815	
		2,000kg以上 4,000kg未満		0.199		0.238	0.263
		4,000kg以上 6,000kg未満		0.120		0.141	0.156
		6,000kg以上 8,000kg未満		0.0944		0.110	0.122
		8,000kg以上		0.0639	0.0737	0.0819	

	10,000kg未満			
	10,000kg以上	0.0564	0.0646	0.0718
	12,000kg未満			
	12,000kg以上	0.0475	0.0538	0.0599
	17,000kg未満			
	17,000kg以上	0.0383	0.0429	0.0478

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第10条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第4

(令4経産告84・一部改正)

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ/トンキロ)
鉄道	0.491
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて20%以上の燃費の向上が認められる船舶	0.442
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて15%以上20%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.470
1990年から2010年の間に建造さ	0.498

れた船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて10%以上15%未満の燃費の向上が認められる船舶	
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて5%以上10%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.525
1990年から2010年の間に建造された船舶の船種毎の平均的な燃費と比べて0%以上5%未満の燃費の向上が認められる船舶	0.539
その他の船舶	0.553
航空機	22.2